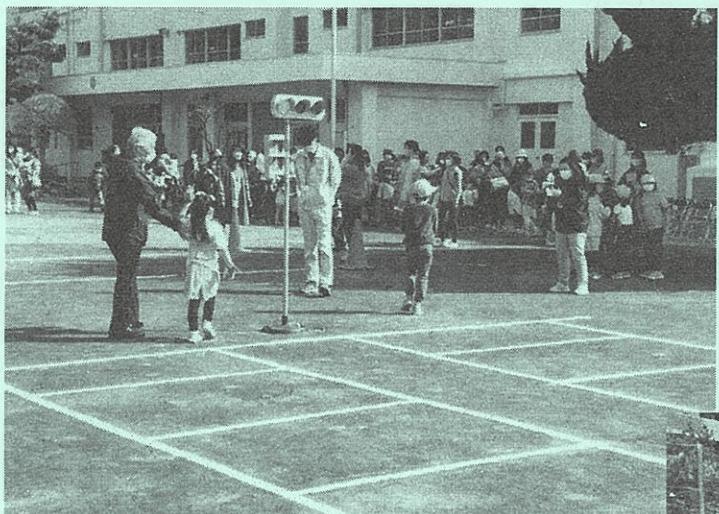


編集・発行 鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会
事務局:矢畠717 山上壽子 TEL:(83)1935
2022年6月15日(令和4年)

つるの3

- 交通安全について考える -



▲(R4.3.25開催 歩き方教室) ▶

☆特集1
新入児童対象
『歩き方教室』



☆特集2
『子どもを守る会』って何?



☆特集3
知ってた?『自転車のルール』

(R3.3.24開催 歩き方教室) ▶

☆特集1 新入児童対象 『歩き方教室』

R4.3.25(金)

初めてひとりで登下校する新入児童と4月から2年生になる児童を対象に、歩き方教室が、小学校校庭にて開催されました。



茅ヶ崎市安全対策課による説明のあと、校庭に作られた歩行コースで、信号機のある横断歩道の渡り方や信号機のない横断歩道の渡り方、道路わきに止められた車の脇を通る時の注意点などを実際に体験しながら学びました。そのポイントごとに地域見守りの方やPTA・推進協役員が立ち、「右左良く見てもう一度右を見て渡るんだよ」「車や自転車が来ないか、ゆっくり」

のぞいてから脇に出るようにね」などの声掛けに、児童たちの真剣な表情でうなずく姿が印象的でした。

鶴嶺小学校周辺は広い道でも歩道が狭くて危ないです。細い道が通学路になっている場合が多く、その道を乗用車や自転車がスピードを出して走行しています。普段から、どこが危険か、どんな注意が必要か、お子さんと確認してみてはいかがでしょうか？

ちなみに

推進協 環境部って何しているところなの？

鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会において、児童・生徒が安全安心に過ごせる環境づくりに努めています。夏休み夜間パトロール、通学路改善要望書の提出、歩き方教室・自転車安全運転教室などの開催、児童や保護者へ交通安全の啓発活動などを『鶴嶺学区の子どもを守る会』という団体と連携して活動しています。

活動実績（主なものを抜粋）

- 平成24年度 市の安全対策課による旗振り教室
- 令和2年度 市の安全対策課による講習会
- 『児童の登下校時の誘導・見守りについて』開催
- 令和3年3月24日 歩き方教室
 - 児童 55名 保護者 39名 他 合計152名
- 4月21日 1年生対象交通安全教室手伝い
- 7月30日 夜間パトロール 20名
- 8月20日 夜間パトロール 26名



夜間パトロール

☆特集2 『鶴嶺学区の子どもを守る会』って何？

平成17年10月、登校中の鶴嶺中学校生が、小学校正門付近で、酔っぱらいに殴られるという傷害事件が起こりました。犯人は直ぐに小学校職員に取り押さえられ、中学生は軽傷ですんだものの、周囲は大きな衝撃を受けました。当時の鶴嶺地区は、露出狂や声掛け等の不審者は出ましたが、児童生徒に直接ケガ人が出るような事件はなかったのです。その頃他県では幼女誘拐事件が頻発し、悲しい結末を迎える度に「まさか、この地域でこんな事件が起こるなんて…」との住民のインタビューが繰り返し報道されていたのです。

また、周辺道路の交通量が増加し、通学路になっている細道を抜け道として使う車が増え、児童の交通事故を心配する声も上がってきていたところでした。



年4回の情報交換会

推進協は当時から、「危険箇所チェックパトロール」や「夜間パトロール」「自転車安全運転教室」等を定期的に行っていましたが、それだけでは子どもたちの安全を守る事は出来ないと痛感した当時の会長の発案により、役員有志による「朝の見守りパトロール」を実施、しかし少人数では小学校区全域を見守ることは難しく、なおかつ、長期的に続けていくことが、子どもたちの安全につながると考えて、小・中学校PTA、鶴嶺地区5自治会（現在は6自治会）に呼びかけて発足したのが現在の「子どもを守る会」です。



旗振り教室

平成18年1月に神奈川県安心安全まちづくり事業に登録し、正式に活動を開始。保険及び、補助金でオレンジ帽子を制作して見守り時にかぶることにしました。各団体が1週間ずつを担当し、下校時間の目安を小学校校外委員会がカレンダーにして配布、年4回程度活動報告会をして、子どもたちや周辺の状況を確認するようになりました。平成19年8月、市役所への働きかけで「新学期開始前の子どもの見守り依頼」防災無線放送が実現、これは大きな反響があり、現在も定期的に放送されています。その後、茅ヶ崎げんき基金を利用したオレンジベストを作製（平成25年度）、現在も着用しています。

発足時から推進協環境部と連携して、茅ヶ崎市安全対策課の旗振り教室や見守り講習会に参加して会員の知識向上を図りながら活動を続けています。



揃いのベスト



入学式当日も見守っています

見守りの参加者を募集しています!!
お住まいの自治会にご連絡ください

☆特集3 知ってた？『自転車のルール』

道路交通法では、自転車も車両扱い。違反すると厳しい罰則もあります

引用 内閣府発行 自転車交通安全講座

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

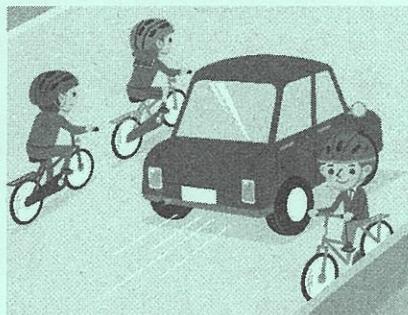
違反した場合 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

普通自転車歩道通行可の標識・標示がある場合は歩道の車道寄りを通行可能



2. 車道は左側を通行

違反した場合 3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金



3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

違反した場合 2万円以下の罰金または料料



4. 安全ルールを守る

夜間はライトを点灯

違反した場合 5万円以下の罰金



ライトには前方の安全確認だけでなく、周りの人に自分の存在を知らせる役目があるので、ライトをつけずに走行するのは危険です！

二人乗りは禁止

違反した場合 2万円以下の罰金または料料



子どもと自転車で一緒にでかけるとき
こんなことありませんか？

ママは電動アシスト自転車ですぐい、
僕の自転車はタイヤも小さくて追いつくのが大変！

信号を渡るとき、大人が渡り切っても、
子どもは渡っていないことも…！

子どもと自転車で出かけるときは、
子どもを前に、大人は後ろからついていくことを警察も推奨しています。

自転車はとても便利な乗り物です。
でも、「乗れば車の仲間入り」

ルール違反は、
思わぬ大きな事故につながります。
まずは大人が、正しいルールと
マナーを守って、正しい見本になりま
しょう。

並進は禁止

違反した場合 2万円以下の罰金または料料



飲酒運転は禁止

違反した場合 5年以下の懲役または100万円以下の罰金



ついつい
やりがちな
「ながら運転」は
危険！

傘差し運転、携帯電話等使用運転、
イヤホン等使用運転

周囲の音が聞こえにくい状態や周りが見えにくい
状態で自転車を運転することは、交通事故の原因
となるため、大変危険です。自転車を安全に操作
できない「ながら運転」は、絶対にやめましょう。

都道府県によって違反した場合の例 5万円以下の罰金

